

定期預金規定〔共通規定〕

1. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この証書と引換に（通帳の場合は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ）、当店で返却します。

2. (届出事項の変更、証書・通帳の再発行等)

- (1) この証書（または、通帳）や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届けてください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この証書（または、通帳）または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書（または、通帳）の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

3. (印鑑照合等)

この証書（または、通帳）払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、預金者は盗取された証書（または、通帳）を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

4. (盗難証書・通帳による払戻し等)※個人のお客様のみ

- (1) 盗取された証書（または、通帳）を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ①証書（または、通帳）の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
 - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この証書（または、通帳）が盗取された日、証書（または、通帳）が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書（または、通帳）を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
 - ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - ②証書（または、通帳）の盗取が戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。

また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

- (6) 当行が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書（または、通帳）により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

5. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金および証書（または、通帳）は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

6. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、書面によってお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも書面によってお届けください。
- (5) 前4項の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第8条第4項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一に該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

8. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金を解約するときには、証書（または、通帳）と当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当行本支店に提出してください。ただし、当店以外での解約手続きは、当行所定の金額の範囲内で、満期日が到来しているものに限りです。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金を書替継続するときは、証書（または、通帳）と当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引き続き使用します。
- (4) 第1項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A.暴力団
 - B.暴力団員
 - C.暴力団準構成員
 - D.暴力団関係企業

E.総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F.その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A.暴力的な要求行為

B.法的な責任を超えた不当な要求行為

C.取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D.風説を流布し、偽計を用いたまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E.その他前各号に準ずる行為

9. (通帳式定期預金)

(1) 次の各預金は、当行より通帳の発行を受ける方式により利用することができます (以下、「通帳式定期預金」といいます)。

①新型期日指定定期預金

②自動継続新型期日指定定期預金

③自由金利型定期預金<M型> (スーパー定期)

④自動継続自由金利型定期預金<M型> (スーパー定期) 単利型

⑤自由金利型定期預金<M型> (スーパー定期) 複利型

⑥自動継続自由金利型定期預金<M型> (スーパー定期) 複利型

⑦自由金利型定期預金 (大口定期)

⑧自動継続自由金利型定期預金 (大口定期)

⑨変動金利定期預金

⑩自動継続変動金利定期預金単利型

⑪変動金利定期預金複利型

⑫自動継続変動金利定期預金複利型

(2) 前項のいずれか一つについて通帳式定期預金を開設する場合は、当行より、他の通帳式定期預金にも利用される共通の通帳の発行を受け、役務の提供を受けるものとします。

(3) 通帳式定期預金については、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (以下「休眠預金等活用法」という。) にもとづく異動事由として取り扱います。

①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと (当行からの利子の支払に係るものを除きます。)

②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと (当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。)

③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと (この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告 (以下、本項において「公告」といいます。) の対象となっている場合に限り。)

(a) 公告の対象となる預金であるかの該当性

(b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

④本条にもとづく他の預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

(4) 通帳式定期預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①前項に掲げる異動が最後にあった日

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。

ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合 (1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。) に限ります。

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(5) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日 (自動継続扱いの預金にあたっては、初回満期日)

②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日

(a) 異動事由(前項において「異動事由」として掲げる事由をいいます。)

(b) 当行が休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。

ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合 (1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。) に限ります。

③法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日

④この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分 (その例による処分を含みます。) の対象となったこと 当該手続が終了した日

(6) この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由 (第4項第2号において定める事由をいいます。) が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。

(7) 通帳式定期預金については、この共通規定の定めによるほか、その種類に応じた各定期預金規定により取扱います。

以 上

(平成30年1月1日現在)